

中医協概要報告（その1）（2022年1月12日開催）

（第509回総会 ※歯科関連部分）

厚労省は、1月12日の中医協総会で、「個別事項（その13）」として、前回（12月22日）の議論に引き続き、「歯科用貴金属材料の基準材料価格改定について」を提案し、審議された。

見直しにあたっては、今回新たに、2か月前までの平均素材価格を用いた場合のシミュレーションおよび3か月前のシミュレーションとの比較が示され、再検討が行われた。その上で、提案の見直し案として示された「③変動幅に関わらず、素材価格に応じて年4回改定する」ことについて、診療側・支払側双方が了承する姿勢を示した。また、平均素材価格の参照期間を3か月前から2か月前に後倒しすることが概ね固まったと見られる。

今回示された試算をもとに、実勢価格と現行の告示価格とを比較すると、この見直し案により、逆ザヤの解消が図られるものではないことは明らかだが、大幅な価格乖離が生じているにもかかわらず改定が見送られ、長期間にわたり放置されることは一定緩和すると考えられる。協会・保団連の逆ザヤ解消を求める運動の結果、不十分ながらも一歩前進を得たといえる。審議においては、診療側・支払側双方から、今後の中長期的な対策の必要性が言及されたが、代替材料の推進をしようとも金パラが主要な材料である状況がすぐに変化することはあり得ない。このことから、現環境において、金パラが適正に保険償還される制度改善こそ中長期的な対策として重要だ。引き続き、逆ザヤの状況把握と制度改善の検討、運動が必要と考える。

■歯科用貴金属材料価格の随時改定に係る論点

○ 中央社会保険医療協議会総会（12月22日）において、歯科用貴金属材料価格の随時改定の方法として、

- ① 現行のまま（変動幅が告示価格の±5%、±15%を超えた場合に改定する）
- ② 変動幅が一律に告示価格の± α %（例：5%）を超えた場合に改定する
- ③ 変動幅に関わらず、素材価格に応じて年4回改定する

等の対応案を示したところ、現行の随時改定の方法は、一定の効果があったものと評価しているとの意見が出された一方で、変動幅に関わらず、素材価格に応じて年4回改定することは、感度を極力高める対応であるが、医療機関における事務負担等の課題への対応に関する意見も出された。

これらのご意見や歯科用貴金属材料価格の変動状況を踏まえ、今後の歯科用貴金属材料価格の随時改定の方法について、どう考えるか。

■議題に係る各委員の発言

以下、発言順

林正純委員（診療側、日本歯科医師会常務理事）

歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の見直しについては、本日整理される必要がある。前回の中医協において①案から③案について意見を述べたが、本日は③案について意見を述べる。歯科用貴金属はその特徴から長期的にみても素材価格が上昇しやすいことを考慮すると、③案は、価格変動に対してより感度が高いものと認識している。ただし、年4回の改定となる際は、随時改定内容の速やかな周知を行い、歯科関係医療機関に十分配慮した上で、円滑に対応されたい。

歯科用貴金属価格の改定については、素材価格が変動しやすくどうしても後追いで設定される。そのため、将来的に金銀パラジウム合金の代替材料の推進を含めた中長期的な対応の検討を願いたい。

松本真人委員（支払側、健康保険組合連合会理事）

今回示されたシミュレーションをみると、論点で示されている①現行のまま（変動幅が告示価格の±5%、±15%を超えた場合に改定する）、②変動幅が一律に告示価格の± α %（例：5%）を超えた場合に改定する、③変動幅に関わらず、素材価格に応じて年4回改定する、の3案すべてにおいて、参照価格を3か月前とするより2か月前とした方が、感度が良いと見られるため、少なくとも2か月前の平均素材価格とする妥当性はあると考える。その上で、実勢価格を保険点数に迅速に反映させるという従来の考え方からすると、（平均素材価格が）上がる場合も下がる場合も感度を高める③の案を否定するものではない。しかし、医療機関のみならず保険者としても頻回な改定には事務負担が生じるため、年4回が限度と考える。③案を進める条件は、周知・手続きを速やかに進めることである。

パラジウムのように国際的に取引価格が乱高下するものを使用する必要がなくなれば、歯科医療現場と保険財政の両者にとってメリットがある。そのため、代替材料の開発・研究を改めて積極的に取り組まれることを要望する。

第509回中医協総会

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000878855.pdf> 資料はこちらから

<会内以外の無断転載禁止>